

盛岡広域振興局長告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月17日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100685	社会福祉法人松実会	松実会指定訪問介護事業所	滝沢市鶴飼狐洞1番地162	令和8年3月31日
0373200070	社会福祉法人安代会	ふれあいセンター安代訪問 介護事業所	八幡平市小柳田210番地1	〃